

自治基本条例により委任される条例・施策の研究

自治基本条例

市民主体のまちづくりを進めるため、公共の再構築を図る必要がある。
まちづくりの基本的な考え方を規定する自治基本条例のもと、実際のまちづくりに作用する条例をつくる必要がある。

市民参画推進条例

市民の市政へ参加推進

- ・市民の意見が反映される市政運営
- ・市民が行政と議会を使ってまちづくりを進めるかたち

<検討項目>

- 1 目的
- 2 定義
- 3 基本原則
- 4 市民の役割
- 5 行政の役割
- 6 市民参画の方法
 - ・附属機関の委員
 - ・パブリック・コメント
 - ・ワークショップ
 - ・市民説明会
 - ・まちづくり協議会
 - ・市民参加推進員 etc.
- 7 委任

協働推進条例

市民と市が対等の立場で協力し合いまちづくりを進める

- ・市民と一緒に取り組む事業の拡大を目指す

<検討項目>

- 1 目的
- 2 定義
- 3 基本原則
- 4 市民の役割
- 5 行政の役割
- 6 事業者の役割
- 7 施策
 - ・社会資源の活用
 - ・市の業務への参入機会の確保
 - ・提案型協働事業
 - ・協働推進計画 etc.
- 8 委任

市民活動促進施策

市民自らが「公共」を担う社会の実現

- ・市民が自ら進んでまちづくりを行うための環境整備

<検討項目>

- 1 目的
- 2 定義
- 3 基本原則
- 4 市民の役割
- 5 行政の役割
- 6 事業者の役割
- 7 施策
 - ・財政支援
 - ・情報提供
 - ・人材育成
 - ・相互交流・連携
 - ・支援センター etc.
- 8 委任

その他 ・財政状況及び予算編成の分かりやすい公表の仕方の検討
・行政評価の実施及びその公表 についての検討が必要